「再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成25年度新規参入者向け 調達価格等の改正」の概要

1. 経緯

経済産業省・調達価格等算定委員会は3月11日(月)、「平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見」をとりまとめた。同意見による調達価格等の改正について3月12日(火)、パブリックコメント募集を開始。締め切りは3月22日(金)。調達価格等は、パブコメを経て、経済産業大臣が3月中に決定する。

2. 「平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見」の概要

○太陽光発電の調達価格のみ改定(引き下げ)し、他の区分は据え置き。

発電の種類	区分	2012年度買取	2013年度買取	(変わらず)
		価格(円/kWh)	価格(円/kWh)	買取期間
太陽光	10kW未満	4 2	3 8	10年
	10kW以上	4 2	37.8	20年
風力	20 k W未満	57.75	据え置き	20年
	20kW以上	23.1	据え置き	20年
地熱	1.5 kW 未満	4 2	据え置き	15年
	1.5kW以上	23.1	据え置き	15年
中小水力	規模により3	35. 7∼	据え置き	20年
	区分	25.2		
バイオマス	材質(木材,廃棄物	40.95~	据え置き	20年
	等)により5区分	13.65		

○改定の理由

・システム費用(太陽光パネル、パワコン(直流で発電された電気を交流に変換)、架台、工事費)が下落しており、かつ下落傾向にある。

3. 国民負担(賦課金)について

○負担額は約38%の増加

	2012 年度	2013 年度
賦課金 (円/kWh)	約0.29円	約0.40円
国民負担 (賦課金) 総額 (事業者の収入の総額) ※	1662 億円	3439 億円
電気料金への毎月の上乗せ額(標準的な電気の使用	平均で	平均で
量=月 300kWh で、電気代が月 7 千円の家庭)	月87円	月120円
年間 100 万 kWh を使用する製造業 (製造業の年間	年間で	年間で
電力使用量の平均は 103 万 kWh/工業統計 2011)	約29万円	約40万円

※2011 年度の電力 1 0 社販売電力量総計 8 5 9 8 億 k W h で試算。2012 年度は 賦課金がスタートした 8 月からの 8 か月分。

○平成24年度の実績-電気料金全体の1.6%を占める

平成 24 年 8 月~平成 25 年 1 月 (6 か月間) の電気使用者全体の<u>負担額は</u> 1. 173億円。電力 10 社の電気料金回収額 7. 2 兆円 (23 年度総額の半分) の<u>1. 6%</u>。同期間の買取電力量は約 2 0 億 k W h (23 年度販売電力量対比では、約 0 . 4 6 %)。

○電力多消費事業者等向けの減免措置

平成 25 年度は国費 (エネルギー対策特別会計) から 191 億円を計上。平成 24 年度は 855 事業者が総額 63 億円の減免を受ける見込み。

※電力多消費産業等では電気料金上昇の負担は大きいため、減免措置が講じられるが、減免分は他の電力ユーザーには賦課されない。エネルギー対策特別会計の財源は石油石炭税等であり、電気料金を含めエネルギー消費者の負担がもとになっている。

○その他

北海道など電力消費が少ないが、再工ネ設置の適地が多い地域での送電網を増強するため、2013年度予算で250億円を計上。国費での送電網整備は初めて。 継続的に数千億円以上の国費が投入されていく可能性が高い。

○賦課金による国民負担について、買取制度に係る法律成立前の国会審議等では、10年後において0.5円/kWh、総額約4900億円、標準家庭で150円/月とされていた。

4. 導入状況等

- \bigcirc 2012 年度においては、4 月 \sim 12 月で約 117.8 万 k Wの再生可能エネルギーが 導入された。 うち、9 割以上が太陽光発電となっている。
- ○12 月末までに認定を受けた設備容量が約 523.6 万 k Wに対して、12 月末まで

に運転を開始した設備は約117.8万kWにとどまる。

- 10kW以上の太陽光発電では、12月末までに認定を受けた設備容量 385. 7万kWに対し、12月末までに運転を開始した設備は 20.8万kWにとどまる。資源エネルギー庁では実際の調達コストが認定を受けた際の想定コストと乖離しないようチェックしており、今後もチェックするとしている。
- ○10 k W以上50 k W未満の設備の規模別分布をみると、10 k W台に件数が集中している。これは、10 k W未満では買取期間が10年間であるのに対して、10 k W以上では20年間となるため、実態は10 k W未満のものが、より有利となるよう行動した可能性がある。

5. その他

(調達価格(買取価格)の算定方法)

【調達価格等算定委員会資料】

- ■買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み(「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」)
- ■その際には以下の3点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状(「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」(※))
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用(「法律の施行前から再生可能エネルギー発電 設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」)
- ■なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑦賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないこと
- (※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格 を定めることとはされていない。

(調達価格等の見直し)

【再生可能エネルギー特別措置法】

第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第 一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で 定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該 再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「調達価格」と いう。)及びその調達価格による調達に係る期間(以下「調達期間」という。) を定めなければならない。<u>ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。</u>)を定めることができる。

第三条第8項 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、 又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達 価格等を改定することができる。

(調達期間の設定)

【調達価格等算定委員会資料】

■買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

(再生可能エネルギー特別措置法の見直し)

【再生可能エネルギー特別措置法】

附則第10条第1項

政府は、東日本大震災を踏まえて(中略)<u>エネルギー基本計画</u>(中略)<u>が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u>

附則第10条第2項

政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも3年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第16条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第10条第3項

政府は、この法律の施行後平成33年3月31日までの間に、この法律の施行の 状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする